

社会福祉法人各務原市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人各務原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）定款第10条及び第25条に基づき、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で定める役員等とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 会長
- (2) 常務理事
- (3) 理事・評議員・監事

(役員等の報酬等)

第3条 報酬の額は次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 前条第1号に定める役員の報酬の額は、月額15万円以内とする。
- (2) 前条第2号に定める役員等の報酬等の額は、月額36万円以内とし、報酬及び手当等（地域手当・賞与を除く。）（以下「報酬等」という。）は、嘱託職員就業規則に準じ、期末手当（夏期・冬期）は、報酬月額の1.1ヵ月分を支給する。ただし、各務原市との職員派遣協定により派遣された職員が前条2号に就任された場合においては、その派遣協定に基づいた報酬等とする。
- (3) 前条第3号の役員については、下記のとおりとする。
 - イ) 理事会および評議員会への出席
1回 6,500円
 - ロ) 会計監査業務
1回 6,500円

2 報酬等の支払方法は、社協職員の例による。

(支給制限)

第4条 この規程に基づかないものは、いかなる報酬等も支給することができない。

(委任)

第5条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日より施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。